第１表

６東久南町小第２２２号
令和７年２月２０日

東久留米市教育委員会殿

学校名　　東久留米市立南町小学校
校長名　　臼　　井　　美　　佳

令和７年度教育課程について（届）

このことについて、東久留米市立学校の管理運営に関する規則第２０条により、学校教育法施行規則第１３８条の規定に基づく自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

１　教育目標

⑴　学校の教育目標

法規に定められた教育の目的・目標を受け、都・市の目標に即し、児童が生涯にわたって主体的に学ぶ力を身に付けるため、豊かな人間性と、心身の調和のとれた児童の育成を目指し、次の目標を設定する。

○よく考える子　　◎心の豊かな子　　○じょうぶな子

児童一人一人が個性の違う他者を認め、主体的に行動する力を育む。そのために、自ら考え判断し、伝え合いながら学ぶ活動を重視する。今年度は特に、自他の良さや違いを認め合い、自分や友達を大切にする児童の育成に主眼を置き、「心の豊かな子」を重点目標に定め、その具現化に努める。

⑵　特別支援学級の教育目標

○　よく考え、最後までやり遂げる子
◎　友達と仲良くし、互いによさを認め合える子
○　心身ともに健康で、安全な生活ができる子

⑶　学校、学級の教育目標を達成するための基本方針

Ⅰ　人権尊重の精神の涵養と健やかな心と体の育成

１　人権尊重の理念に基づき、全ての教育活動を通して「個性を認め合う教育の涵養」を図る。人権尊重教育（人権教育の推進、自己肯定感・自己有用感の醸成）の充実を図り、児童の人権課題の解決に向けた具体的な態度や行動につなげる意識を高める。学年行事や授業などで通常の学級や知的特別支援学級との計画的な交流及び授業のユニバーサルデザイン化を推進し、特別支援教育の充実を図る。

２　「生涯にわたって育む健やかな体づくり」のために、個々の児童の運動特性を把握し、体力や運動能力の現状を踏まえて体力向上に向けた意図的・継続的・計画的な指導の充実を図る。

Ⅱ　人生を切り拓き、社会を作る確かな学力の要請

１　「確かな学力の育成」のために、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。「資質・能力」の三つの柱を育成するために、東久留米スタンダード（学習指導編）を活用するとともに、個々の特性に応じた学習方法やＩＣＴを活用した学習活動を積極的に取り入れる。

２　「国際社会の担い手を育む教育の推進」のために、外国語、外国語活動及び英語活動では、発音や実際の場面を想定したコミュニケーションについて、ＡＬＴと担任が連携することにより、場に応じた「自分の思いや考えを表現できる」児童やグローバルに活躍できる人材を育成する。

Ⅲ　時代の要請にこたえる信頼される学校づくり

１　「持続可能な指導体制の整備」のために、主任教諭を中心にした「働き方改革委員会」を設置し、組織としての学校機能の強化を推進する。主任教諭等による月１～２回のＯＪＴ研修を中心に、カリキュラム・マネジメントの推進を図る。若手教諭の育成に努め、教員の資質・能力の向上を図る。

２　「質の高い教育の基盤となる環境の整備」のために、ＩＣＴ環境の整備を行う。各学年のＩＣＴ推進委員を中心に、実態や特性に応じた系統的な指導を計画するとともに、一人１台端末の効果的な活動事例を共有できるように研修の場を設ける。

２　指導の重点

(1)　各教科、特別の教科　道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

ア　各教科

(ｱ) 児童の認知特性に応じた学習指導を行い、個別最適な学びや協働的な学びを充実させる。学力調査の結果を踏まえて授業改善に努めるとともに、東久留米スタンダード（学習指導編）を活用して基礎的・基本的知識及び技能の習得と定着を図る。

(ｲ) 授業で身に付けた力を生活の中で生かせるように体験的活動や操作活動を学習に取り入れ、一人一人が達成感や成就感を味わえるようにする。集団編成等の授業形態の工夫やスモールステップの指導等、指導方法の工夫に取り組む。

(ｳ) 国語科をはじめ、各教科の授業において、ペアやグループでの話合いを積極的に取り入れる。児童の実態に配慮したペアやグループを設定するとともに、話す・聞く活動を通して児童の言語力、表現力を育み、コミュニケーション能力の向上を重点的に指導する。

(ｴ) 学校図書館全体計画及び運営計画に基づき、学校図書館司書を活用し、読み聞かせや日常的な読書活動を通して楽しみを味わわせるとともに、自学自習の意欲を高める教育を推進する。

(ｵ) 一人１台端末を活用するとともに、ＩＣＴ機器を活用した教材・教具を整備し、各教科の指導を通して情報活用能力や、プログラミング的思考を育成する。ＩＣＴ教育推進リーダーを仲介として外部人材を活用しながら、ネットワーク上のルールやマナー、危険回避の能力についても系統的な指導を行い、情報モラル教育を推進する。

(ｶ) 小・中学校の連携を深めるために中学校と学期１回以上情報交換をして学校間の交流を図る。教職員の共通理解に基づいた学習指導及び生活指導の充実並びに体力向上を目指した取組を行う。

(ｷ) 外国の言語や文化について体験的に理解を深めるため、ＡＬＴを様々な場面で活用しながら英語表現を聞いたり英語を使ったりする活動の充実を図り、積極的にコミュニケーションをとろうとする態度・能力を育成し、グローバル社会で活躍できる人間の育成につなげる。

イ　特別の教科　道徳

(ｱ) 道徳教育推進教員を中心として、児童一人一人が主体的に考える道徳教育を推進していく。特別の教科道徳の目標に基づき、「生命の尊さを大切にする心、他人を思いやる心、規範意識等の充実」を重点とし「自己を見つめる」時間を充実させた「考え、議論する」道徳の指導法を工夫していく。併せて、道徳授業地区公開講座を開催し、地域住民・保護者と共に道徳教育の充実を図る。

ウ　総合的な学習の時間

(ｱ) 各教科、特別の教科　道徳、外国語活動及び特別活動で身に付けた知識や技能等を生かし、かつ相互に関連付けた指導を計画し、その伸長を図る。

(ｲ) 地域社会や自然環境のよさについて、探究的な学習の過程で、児童が主体的に判断し解決するために必要な知識・技能を身に付けさせ、「探究する力」「創造する力」「共に生きる力」を育てる。交流及び共同学習の一環として、各学年の探究的な学習「ミラくる（未来☆くるめ学習）」も実施する。

エ　特別活動

(ｱ) 社会性を育むことを重視するとともに、特別活動全体計画に基づき特別の教科　道徳や総合的な学習の時間等と関連を図り、よりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力を育成する。また、学級活動(1)における話合い活動を適切に実施し、合意形成を通して人間関係を深め主体的に行動できる児童の育成に努める。

(ｲ) 望ましい集団活動を通して、児童の自主性・創造性を伸ばし、集団の一員としての自覚を促す。

(ｳ) 学級活動の時間を中心に「キャリア・パスポート」を活用し、児童が一人一人のよさを発見し、自己有用感を味わうとともに豊かな人間性や社会性を身に付ける。

(ｴ) 知的障害特別支援学級及び通常の学級との交流を深め、個性を認め合い協力してよりよい生活を築こうとする態度を育てる。

オ　自立活動

(ｱ) 個々の児童の実態把握に基づき、児童が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わえる内容を選定し、小集団を基本として系統的に指導する。

(ｲ) 児童の特性や実態を踏まえ、基本的な生活習慣を確立することや正しい言葉のやりとりを獲得すること、自分の意思を適切に伝えることなどの指導について、各教科や特別の教科　道徳などと関連付けて指導し、通常の学級との交流及び共同学習の中で発揮できるようにする。

⑵　主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

ア　各教科、特別の教科　道徳、外国語活動及び特別活動、総合的な学習の時間で身に付けさせた知識、技能等を生かせるよう、相互に関連付けた指導を通して、主体的に学ぶ意欲や態度を育てる。

イ　各教科等で「主体的に学び、自分の思いをすすんで表現できる子供の育成」を重点とし、対話を通して表現力を身に付けさせる。

ウ　集団と個別での指導を組み合わせながら、児童一人一人の興味・関心・意欲を踏まえて支援し、児童が主体的に学習に取り組めるようにする。

エ　児童の実態・特性、地域の特色を生かした体験的活動と操作活動を重視し、児童自ら興味・関心をもち、見通しをもって学習に取り組むことで「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す。

⑶　生活指導・進路指導

ア　生活指導

(ｱ) 外遊びを奨励し、運動の日常化を推進するとともに、学校のきまりを継続して指導し、全校一丸となり基本的生活習慣を身に付けさせる。

(ｲ) いじめに関する児童の実態調査を毎学期１回実施し、「いじめ問題対策協議会」を中心に組織的に未然防止・早期発見や早期対応に努め、「いじめ」の根絶を図る。

(ｳ) 不登校傾向の児童に関して未然防止のため、保護者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こども家庭センター等と密に連携していくとともに、不登校児童に対しては個別支援シートを作成し、個々の実態に応じたきめ細かな対応をしていく。

(ｴ) 警察と連携し、「セーフティ教室」や「安全マップの作成」を実施し、事件・事故から身を守るための知識や技能を身に付けさせる。学校薬剤師との連携や外部講師を招いての「薬物乱用防止教室」、「がん教育」等を実施し、健康、安全教育の充実を図る。

(ｵ) 安全教育計画を基に交通安全に関する指導を行うとともに、防災ノートの活用や、避難訓練及び不審者対応訓練を充実させて、児童が自ら危険を回避する態度や能力を身に付ける。「ＳＯＳの出し方に関する教育」を第６学年に位置付け、悩みを抱えたときに助けを求める指導を行う。

イ　進路指導

(ｱ) 保護者との相談、関係諸機関との連絡を密にして、児童一人一人の障害の特性と程度に応じた、より適切な進路選択ができるように指導の充実を図る。

(ｲ) キャリア教育の視点に立ち、全教育活動を通して児童一人一人が自己理解を深めるとともに、将来にわたる生き方を考え、主体的に進路を選択することのできる能力を育成する。

⑷　教育目標達成のための特色ある教育活動・その他の配慮事項

ア　個別指導計画に基づき、個々の特性に応じた環境調整等を行いながら、系統的な指導を行う。

イ　異学年交流や知的障害特別支援学級、通常の学級との交流及び共同学習を通して、生活経験を広げ、社会性を培うとともに、学校の一員である自覚と行動を身に付けられるよう指導する。

ウ　指導者と子供との共感関係を基に様々な活動に取り組ませることで、意欲的に取り組む姿勢を身に付けさせたり、達成感を味わわせたりして、自己肯定感を育てる。

エ　朝会や学級指導での講話等で、「一人一人に自分のよさを実感させる」ことを通して互いの違いやよさを認め合える態度を育てるとともに、コミュニケーションを通して相手を思いやる気持ちや感謝する気持ちを育てる指導を行う。

オ　日々の連絡帳や学級だより、個人面談等を通して保護者と共通理解を図りながら、児童の実態把握に努めるとともに、指導・支援についての相互理解を深めていく。

カ　季節の行事や宿泊行事、校外学習等を通して、豊かな経験と感性を育てる指導を行う。

キ　挨拶の大切さを理解させるとともに、挨拶を通してコミュニケーションを図り、豊かな人間関係の育成、対人関係の向上に努める。

ク　食事の大切さやバランスのよい栄養摂取の重要性などについての正しい知識と実践力を身に付けさせることを目指し、学校栄養士と連携して望ましい食事の仕方や生活習慣の形成等の食育を推進する。

ケ　歯科校医と連携し、虫歯ゼロを目指して歯科保健指導を実施し、歯・口の健康維持に努めさせる。

コ　保護者と教職員の会の協力を得て、通学路の危険個所を幅広く情報収集するとともに、市や地域の警察と連携を図ることで環境を改善し、児童の通学路の安全を確保する。